

重度障害者等包括支援に係る報酬・基準について《論点等》

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

こども家庭庁 支援局 障害児支援課

重度障害者等包括支援

○対象者

類 型		状 態 像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（Ⅰ類型）	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者（Ⅱ類型）	・重症心身障害者 等
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者（Ⅲ類型）		・強度行動障害 等

○サービス内容

- 訪問系サービス(重度障害者等包括支援、重度訪問介護等)や通所サービス(生活介護、短期入所等)等を組み合わせて、包括的に提供

○主な人員配置

- サービス提供責任者:1人以上(1人以上は常勤)
(下記のいずれにも該当)
 - ・ 相談支援専門員の資格を有する者
 - ・ 重度障害者等包括支援対象者の直接処遇に3年以上従事した者

○運営基準

- 利用者と24時間連絡対応可能な体制の確保
- 2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を確保(第3者への委託も可)
- 専門医を有する医療機関との協力体制がある
- 提供されるサービスにより、最低基準や指定基準を満たす

○報酬単価(令和3年4月～)

■基本報酬

- 居宅介護、重度訪問介護、生活介護等 203単位(1時間未満)～2,403単位(12時間未満) ※ 12時間を超える場合は、12時間までの単価の98%を算定
- 短期入所 953単位/日 ○共同生活介護 1,003単位/日

■主な加算

特別地域加算(15%加算)

→ 中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)

→ 喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

短期入所利用者で、低所得である場合は1日当たり(48単位加算)

○事業所数

10(国保連令和 5年 4月実績)

○利用者数

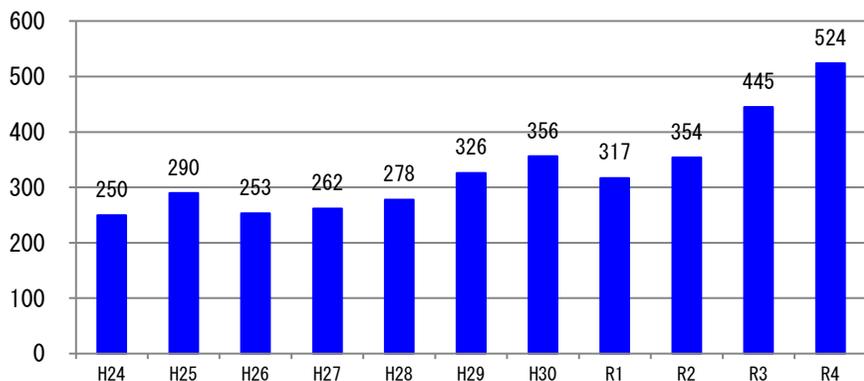
45(国保連令和 5年 4月実績)1

重度障害者等包括支援の現状

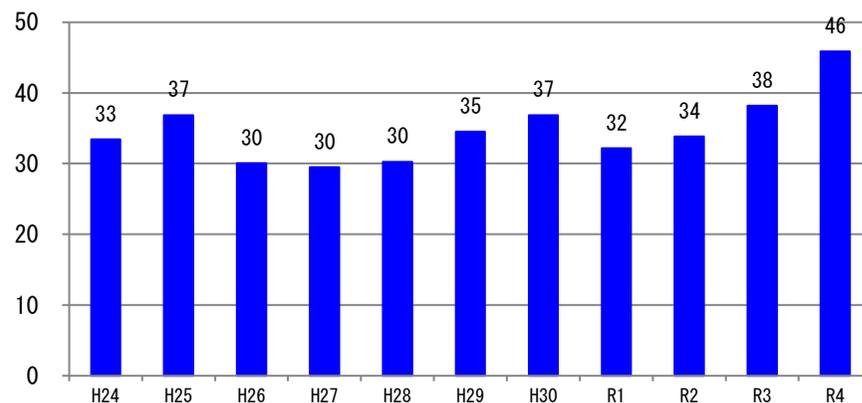
【重度障害者等包括支援の現状】

- 令和4年度の費用額は約5.2億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の約0.02%を占めている。
- 令和4年度の一人あたり費用月額(一月平均)は、967,380円となっている。

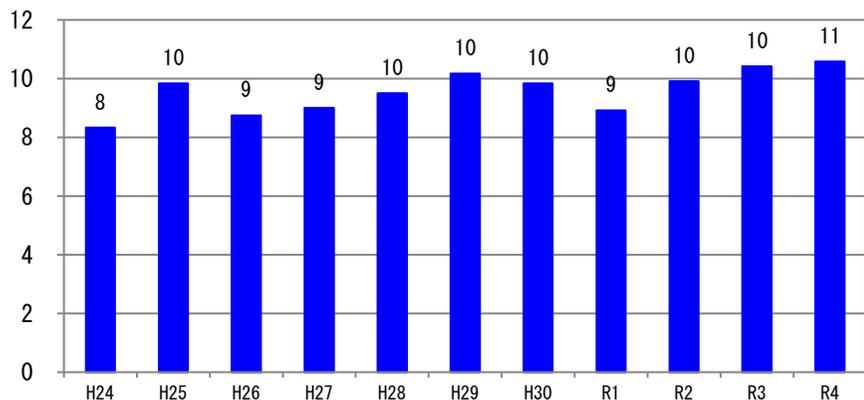
費用額の推移(百万円)



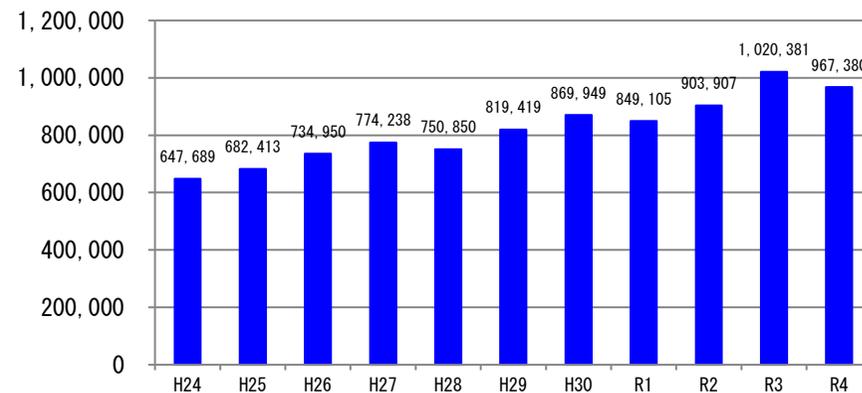
利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



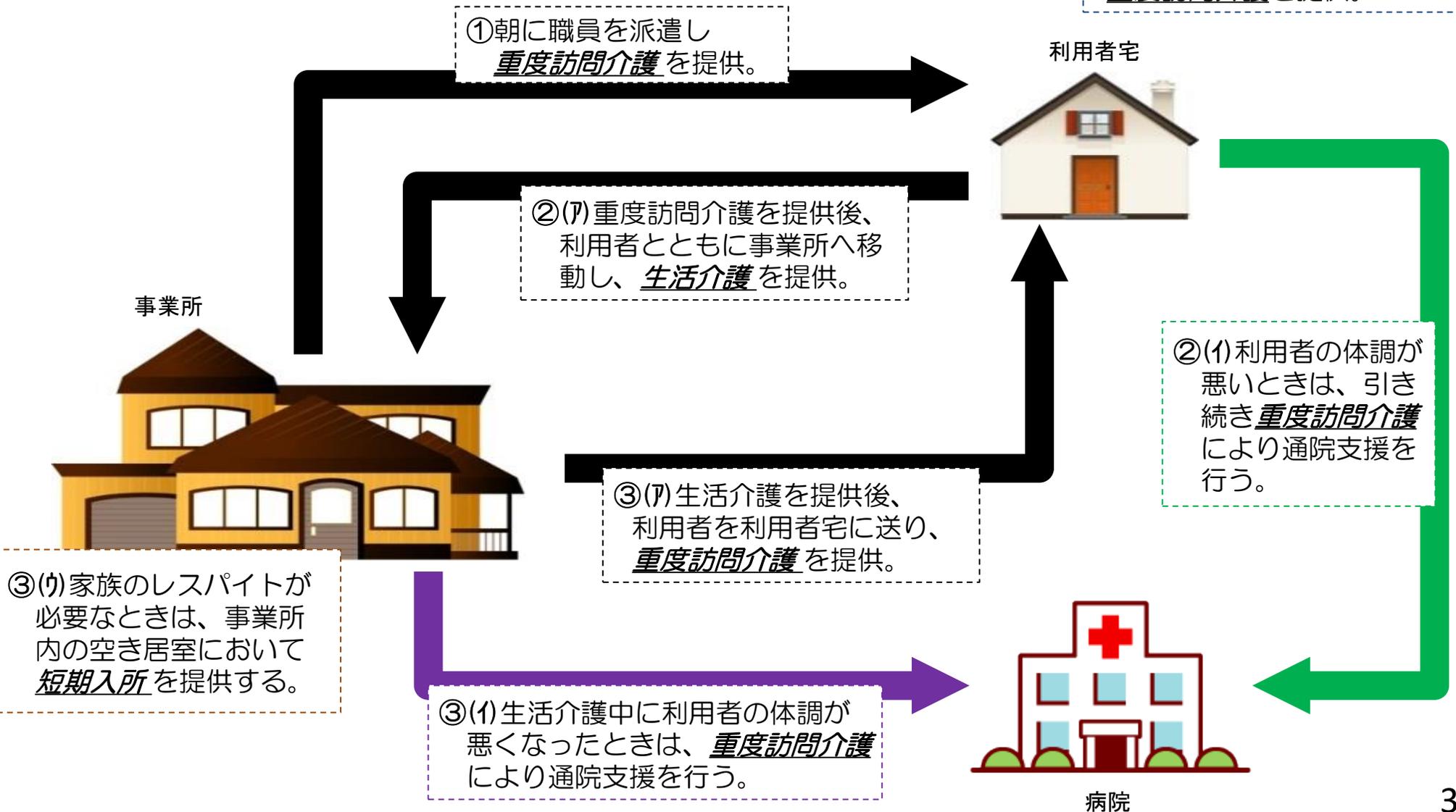
一人あたり費用額の推移(円)



※出典:国保連データ

重度障害者等包括支援の提供イメージ

生活介護事業所が重度障害者等包括支援の指定を受けて支援を提供するケース



【論点】強度行動障害を有する者などに対する支援の推進について

現状・課題

- 「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書」において、以下のとおり報告されている。
 - 日常的な支援体制の整備と支援や受入の拡充方策として、
 - ・ 重度障害者等包括支援は、強度行動障害で状態が安定しない場合に本人の状態に応じて柔軟に個別支援が可能なサービスであり、有効な活用事例も見られるが、全国的に利用が少ない現状があることを踏まえ、事業に取り組みやすくするための方策を講じていくことが必要である。
 - ・ 強度行動障害の状態によって、通所系サービスに通えない状況となった場合には、必要な期間において、行動援護や重度訪問介護、重度障害者等包括支援による個別支援の活用が有効と考えられる。また、これらの支援を活用しながら、通所系サービス等の利用につなげていくなど、具体的なサービス利用や支援方法について周知していくことが必要である。
- 強度行動障害を有する者に対する支援として、重度障害者等包括支援が期待されているが、重度障害者等包括支援の事業所は10カ所、利用者数も45人とどまっている。（国保連：令和5年4月実績）
- 重度障害者等包括支援の中で訪問系サービスを提供する場合には資格要件がなく、行動援護等の資格要件を満たした者が質の高い支援を行ったとしても、報酬上の評価が行われていないとの指摘がある。
- また、他事業所に業務を委託した場合、重度障害者等包括支援事業所には、一貫した支援を行うために必要な利用者支援の調整という業務がある一方で、この業務負担について報酬上の評価が行われていないという指摘がある。

【論点】 強度行動障害を有する者などに対する支援の推進について

検討の方向性

- 強度行動障害を有する者などに対し専門的な支援を行うとともに、複数のサービス事業者で連携した支援を行った場合の円滑な支援体制を確保するために、以下の検討を行ってはどうか。
 - ① 訪問系サービスを提供する場合については、指定基準の通知において、資格要件を問わない取扱いとしているところであるが、行動援護等の訪問系サービスの資格要件を満たした者がサービス提供を行う場合に、質の高い支援の実施として報酬で評価することを検討してはどうか。
 - ② 複数のサービス事業者による利用者への支援が行われる場合、その事業者の担当者を招集して、利用者の心身の状況等やサービスの提供状況の確認等を行った場合に、その連携した支援について、報酬で評価することを検討してはどうか。

訪問系サービスの従業者及びサービス提供責任者の主な要件

(論点 参考資料)

(○:所定単位 △:減算)

	居宅介護		重度訪問介護		同行援護		行動援護	
	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責
①介護福祉士								
②実務者研修修了者	○	○	○	○	○ (実務1年)	○ (+⑨)	○ (実務2年) (※5)	○ (実務5年) (※5)
③廃止前の居宅介護従業者養成研修(旧1級ヘルパー)	○	○	○	○	○ (実務1年)	○ (実務3年) (+⑨)	○ (実務2年) (※5)	○ (実務5年) (※5)
④居宅介護職員初任者研修課程修了者(旧2級ヘルパー)	○	△ (実務3年)	○	○ (実務3年)	○ (実務1年)	○ (実務3年) (+⑨)	○ (実務2年) (※5)	○ (実務5年) (※5)
⑤介護職員初任者研修課程修了者								
⑥障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(旧3級ヘルパー)	○ (減算)	×	○	△ (※4)	○ (実務1年) (減算)	×	×	×
⑦重度訪問介護従業者養成研修課程修了者	○ (※1)	×	○	△ (※4)	×	×	×	×
⑧生活援助従事者研修課程修了者	○ (※2)	×	×	×	×	×	×	×
同行援護従業者養成研修	⑧一般課程修了者	×	×	×	○	×	×	×
	⑨応用課程修了者	×	×	×	○ (一般+応用)	○ (+①~⑤のいずれか)	×	×
⑩盲ろう者向け通訳・介助員養成研修課程修了者	×	×	×	×	○ (※5)	×	×	×
⑩行動援護従業者養成研修課程修了者	×	×	○	△ (※4)	×	×	○ (実務1年)	○ (実務3年)
⑪居宅介護等事業従事経験者	○ (減算)	×	○	△ (※4)	○ (実務1年) (減算)	×	○ (実務2年) (※5)	×
⑫視覚障害者外出介護研修修了者等	○ (減算) (※3)	×	×	×	○ (実務1年)	×	×	×

※1 報酬算定されるには直接処遇経験が必要。重度訪問介護の報酬単位が適用される。

※2 報酬算定は、家事援助及び通院等介助(身体介護を伴わない)に限る。

※3 報酬算定は、通院等介助及び通院等乗降介助に限る。

※4 やむを得ない場合に、相当の知識と経験を有する者のみ認められる。

※5 令和6年3月末までの経過措置として認められる従業者要件。

※6 ほかに、重度障害者等包括支援は、従業者要件はなく、サービス提供責任者の要件として「相談支援専門員+重度障害者等包括支援対象者の支援の実務経験3年」を課している。

関係団体ヒアリングにおける主な意見

No	意見の内容	団体名
1	<p>介護給付の中で「重度訪問介護」と「重度障害者包括支援」についての、当事者や保護者等はその違いについて理解できてないと思う。重い障害のある方の24時間／1日の支援体制を組むとき、サービスの組み合わせで計画を作るが、重度障害者包括支援は単価が低く抑えられており、医療的ケア者に対応できていない制度である。また、重度障害者等包括支援はサービスの組み合わせでサービスの時間・回数が制限されてしまう課題もあり、違いを明確にし重度障害者の目線に沿った制度となることを要望する。</p>	全国肢体不自由児者父母の会連合会